**平成２９年（フ）第１７８０号**
名古屋市守山区長栄24番８号
破産者　小林　裕也
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１８１７号**
名古屋市中村区名駅５丁目11番８号
破産者　水谷米店こと　水谷　和巳
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第２０８３号**
大阪市中央区東心斎橋１丁目９番21―504号
破産者　柿崎　　滋
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３３８８号**
京都府八幡市八幡舞台32番地の５、開始決定時大阪府摂津市別府２丁目２番16号
破産者　國澤　譲次
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第１０４３号**
兵庫県三木市加佐331番地　パルテール203号、開始決定時の住所兵庫県三木市加佐１丁目37番地　リンドルイスⅡ―105号
破産者　木多　教裕
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第６７７号**
神戸市北区桂木３丁目28番地の１　Ｂ―107号、従前の住所神戸市北区星和台２丁目60番地の12
破産者　堂村由紀江
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第１４号**
香川県坂出市福江町１丁目４番21号
破産者　酒井　賢一
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２９年（フ）第２９号**
大分県中津市中央町１丁目９番16号　ピアライフ中央２―Ｂ
破産者　國分　重晴
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

**平成２７年（フ）第１８号**
京都府舞鶴市字上安1923番地１―116号（破産手続開始決定時の住所　京都府舞鶴市字大波下352番地１）
破産者　若村　和重
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

**平成２９年（フ）第１２６号**
広島県福山市芦田町大字福田924番地３、前住所岡山県倉敷市茶屋町早沖８番地10
破産者　木村　剛之
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２９年（フ）第１９４号**
高知市葛島２丁目５番32号　高須スカイハイツ305、開始決定時の住所高知市本町２丁目３番６号
破産者　刈谷　基一
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第１８８号**
佐賀県三養基郡みやき町大字白壁1857番地１
破産者　井手　淳一
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第２８６号**
佐賀県多久市北多久町大字小侍4542番地20
破産者　内田　嘉明
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第４２５号**
鹿児島県鹿児島市山田町257番地２　ビューティフルライフ201号
破産者　椛山　洋美
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２９年（フ）第２２０号**
茨城県かすみがうら市安食1791番地７
破産者　藤井とし子
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２８年（フ）第１９７０号**
福岡市東区東浜１丁目11番１―1306号、破産手続開始決定時の住所福岡市東区香椎浜４丁目７番５―302号
破産者　大塚　文男
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成３０年（フ）第２４号**
横浜市金沢区長浜２丁目10番22号　101、前住所横浜市金沢区長浜２丁目１番19号
破産者　西村　早希
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部